

第 8 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成27年1月26日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成27年1月26日(月曜日)

午前10時0分開議

午前11時1分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①特措法一時金貸付の償還に係るチッソからの要請について
- ②熊本市における光化学スモッグ注意報等発令及びPM2.5注意喚起の地域区分の見直しについて
- ③平成26年度熊本県労働条件等実態調査について
- ④阿蘇山の噴火に伴う影響及び対応について
- ⑤荒瀬ダム撤去について

出席委員（7人）

委員 長 山 口 ゆたか
 副委員 長 橋 口 海 平
 委 員 西 岡 勝 成
 委 員 城 下 広 作
 委 員 鎌 田 聡
 委 員 重 村 栄
 委 員 佐 藤 雅 司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 谷 崎 淳 一
 政策審議監 田 代 裕 信
 環境局長 村 山 栄 一
 環境政策課長 正 木 祐 輔
 首席審議員兼
 水俣病保健課長 田 中 義 人
 環境保全課長 川 越 吉 廣

商工観光労働部

部 長 真 崎 伸 一

総括審議員兼

政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸
 商工労働局長 宮 尾 千加子
 観光経済交流局長 渡 辺 純 一
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
 労働雇用課長 松 岡 正 之
 首席審議員兼観光課長 中 川 誠
 企業局

局 長 古 里 政 信

次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也

工務課長 福 原 俊 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
 政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時0分開議

○山口ゆたか委員長 おはようございます。
 ただいまから、第8回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、報告に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から2件、商工観光労働部から2件、企業局から1件あっております。

それぞれの担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。執行部の説明は着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、報告1、特措法一時金貸付の償還に係るチッソからの要請について、環境政策課から説明をお願いします。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

特措法一時金貸付に係るチッソからの要請

について御説明します。

右上に「別冊」とある環境生活部報告資料をごらんください。

本件につきましては、9月議会の本会議でも御議論いただいていたところですが、このたび環境省から通知が発出され、国の考え方が示されたことから、今委員会で御報告させていただきますものでございます。

では、お開きいただきまして、1ページの1をごらんください。

チッソへの貸し付けについては、①から⑥まで6種類の貸し付けがあり、未償還額の合計は約2,268億円でございます。

2をごらんください。

今般、国に対してチッソから要請があり、その内容について御説明します。

1つ目の丸ですが、今後、この1の図にある緑色の⑥平成22年特措法一時金貸付の償還が平成28年3月から始まり、そして、⑤平成7年政治解決一時金貸付の償還が平成30年3月から始まることとなっております。

2つ目の丸が要請内容の本体ですが、この青色の①から③の既往公的債務と⑤⑥の一時金貸付の償還の合計額が、平成27年度から4年間著しく増大する見込みであり、平成28年3月から償還予定の⑥平成22年特措法一時金貸付について、据置期間及び償還期間を4年延長し、平成32年3月から償還を開始させていただきたいとの要請でございます。

図で説明しますと、この1ページの下グラフをごらんいただければと思いますが、平成27年度から平成30年度が、この緑色の部分によって膨らんでいるのがおわかりになるかと思います。これを2ページの上のグラフのように据置期間及び償還期間を4年延長することで負担を平準化したいというものでございます。

それでは、3ページをお開きいただければと思います。

3の(1)をごらんください。

下線部をごらんいただければと思いますが、平成22年4月16日の閣議決定において、チッソ株式会社に対する支援措置については国の施策として行われること、また、チッソ株式会社からの地方債の元利償還財源の確保が困難となった場合には、国において万全の措置を講ずることが明記されております。

その上で、国の財政措置の仕組みが具体的にどうなっているか、(2)をごらんいただければと思いますが、国において万全の措置と今申し上げましたが、貸付財源につきましても、この(a)国庫補助金が85%、(b)政府資金による一時金県債が15%と、100%国のほうで手当てされております。それを、(c)ですが、県が水俣・芦北地域振興財団に出資し、出資されたものを、(d)にあるように財団がチッソに貸し付け、チッソはそれをもとに一時金等の支払いを行います。

次に、(e)ですが、チッソから財団に償還があれば、(f)ですが、財団は県に返還し、それを一部は(g)で環境省に返還、一部は(h)で政府資金に償還します。(h)の一時金県債の償還については、仮にチッソからの償還がなかったとしても、(i)で国によって100%交付税措置されることとなっております。

4をごらんください。

今回のチッソの要請を受け、国から県宛てに通知が発出されております。

その内容ですが、環境省が財務省及び総務省と調整した結果として、(1)平成22年特措法一時金貸し付けの償還、すなわち(e)の部分ですが、償還期間及び据置期間については、同社による自助努力の実施を前提に、4年間に限り延長することを認める。また、(2)その場合においても、この上の3(1)の閣議決定等に基づく措置に影響はない、すなわち延長を認めた場合も、3で御説明したように、国において万全の措置を講ずる、国が100%手当てするという仕組みに変更がないことが明らかにされております。

次に、5ですが、仮に国の対応方針どおりチッソの要請を認め、据置期間及び償還期間を延長した場合の本県財政への影響について御説明いたします。

まず、チッソからの償還がない場合、県財政に影響があるかどうかですが、チッソからの償還がない場合も、先ほど御説明したように、この(h)22年特措法一時金貸し付けの償還金は、国から、(i)ですけれども、元利償還金の100%について交付税措置を受けているため、県の手出し額はございません。

また、逆に約定どおりチッソからの償還が開始された場合、県財政に影響があるかですが、その場合も、(g)国庫補助金相当額は環境省に返還し、(h)県債相当額は県債償還に充てられるため、県の手元に残る額はなく、県への収入はないこととなります。

以上より、閣議決定に基づく財政措置が講じられる限り、据置期間及び償還期間が延長されても県財政への影響はないと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告2、熊本市における光化学スモッグ注意報等発令及びPM2.5注意喚起の地域区分の見直しについて、環境保全課から説明をお願いします。

○川越環境保全課長 環境生活部の報告事項の1ページをお願いいたします。

熊本市における光化学スモッグ注意報等発令及びPM2.5注意喚起の地域区分の見直しについてでございます。

熊本市が、本年3月上旬をめどに、大気の常時監視測定局を移設または新設することにより、これまで別の地域となっておりました旧植木町及び旧城南町をあわせて、熊本市を2つの地域に分けて、行政区ごとに発令できる監視体制とする予定としております。

そこで、県としましては、県民へのきめ細やかな情報提供を目的に、熊本市の行政区単位での地域割りを含め、学識者との協議を踏まえた上で、発令等の地域区分を見直すこととしております。

変更した部分がわかりやすいように、次のページの図で説明いたしたいと思っております。

2ページの図でございますが、まず光化学スモッグ注意報等の発令地域でございます。

これまで、熊本市を1地域として県全体を16の地域に分けておりましたけれども、旧植木町と旧城南町を加えた形で熊本市を2つの地域に分けておりますので、見直し後では17地域となっております。下の見直し後の点線で囲った中で、白抜きの星マークが移転、新設される測定局となります。

次のページに、ここの枠内見にくうございますので、熊本市周辺を拡大したものを付けております。3ページをごらんください。

上下の図を見比べていただきますと、下の図のほうを見ていただきまして、下の図の黒丸地点はこれまでと変更のない測定局でございます。ほかの3カ所を移転いたしまして、さらに1カ所が新設という形になりまして、光化学スモッグの測定局は熊本市は5局から6局という形になります。

なお、嘉島町についてでございますが、ちょうど熊本市の青の部分の中に嘉島町を入れておりますけれども、熊本市の測定局、ちょうど秋津の測定局と城南町の測定局に挟まれた形でございますので、嘉島町につきましては熊本地域に加えております。

次に、4ページのPM2.5の注意区分の区割りでございますが、行政区単位での発令を考慮し、熊本市の旧植木町にも測定局が新設されるということでございますので、旧植木町を県央区域にまとめております。

なお、今年度、熊本市がPM2.5の測定器を2基増設しております。熊本市が6局から8局という形でPM2.5の測定をやるという

こととございますので、県の既存設置局20局と合わせまして、熊本県内全28局で測定することになります。

今後も測定データを集積し、また解析しながら、新たな知見が得られれば、必要に応じ区域の見直しを行っていきたいと考えております。

環境保全課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告3、平成26年度熊本県労働条件等実態調査について、労働雇用課から説明をお願いします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

別冊でお配りしております平成26年度熊本県労働条件等実態調査(部分速報)をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

調査の概要ですが、本調査は、県内事業所の労働条件を把握するために、直近の経済センサスの事業所名簿から正社員5名以上を雇用する事業所を2,000抽出して毎年実施しているものでございます。

今年度は1,092の事業所から回答があり、現在集計中ですが、就業形態や賃金等の一部を先行して取りまとめましたので、少し事務的となって恐縮ですけれども、部分速報として報告させていただきます。

2ページをお願いします。

就業形態ですが、正社員の割合は72.3%となっております。参考として、下の円グラフですが、5年前の調査結果を右につけております。調査項目が異なりますので、純粋な比較はできませんが、平成21年度のデータと比較しますと、正社員は1.6ポイントの減となっております。下に産業別のグラフをつけております。建設業では正社員の割合が高く、宿泊業、飲食サービス業では低くなっております。

3ページをお願いいたします。

(2)正社員における男女の割合です。

図3では、男性57.3%、女性42.7%となっております。5年前と比較しますと、女性の割合が5.9ポイントほど増加しております。

(3)年齢構成ですが、業種別に見ますと、建設業、運輸業、教育、学習支援業では55歳以上の割合が高くなっており、運輸業、農林漁業では24歳以下の比較的若い世代の割合が低くなっております。

4ページの上段ですけれども、年齢階層別男女割合をつけております。

女性の割合は、24歳以下が最も高くなっており、35歳から44歳までの年代層が37.1%と低くなっております。子育て世代の女性が離職や正社員以外の働き方を選択されていることが類推されると思っております。

(4)管理職の登用状況ですが、係長以上の管理職に占める女性の割合は26.8%となっております。5年前と比べると6.2ポイントほど増加しております。下の折れ線グラフをごらんいただきたいんですが、課長、部長の役職ごとに若干でこぼこはありますけれども、おおむね増加傾向にあります。

5ページをお願いいたします。

正社員の所定内賃金ですが、1人当たりの賃金は24万1,477円となっております。従業員が50人規模を超えると賃金水準も増加しているようです。産業別には、金融業、保険業、情報通信業が比較的高く、農林漁業が低くなっております。

全国との比較を6ページの上段に記載しております。

本調査は、県独自調査のため、全国との比較ができませんので、厚労省の毎月勤労統計調査の結果を参考で記載しております。全国平均26万4,644円に対して本県は23万5,952円と、約9割程度の水準となっております。

次に、(2)賃上げ実施状況でございますが、賃上げを行った企業は全体の4分の3程

度で、5年前と比較すると大幅に増加しております。従業員300人以上の企業では100%の実施となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

育児休業の取得状況です。

過去1年間に、育児休業の対象となる職員が育児休業を取得した割合は、女性が92.6%で、5年前と比べ11.2ポイントほど増加しておりますが、男性は1.6%と伸び悩んでおります。全体としては、女性の取得者の増加によって46.1%と15ポイントほど増加している状況です。

以上、今年度の調査を部分的に報告させていただきましたが、全体の集計結果につきましては3月までにはお届けしたいと考えております。

労働雇用課、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告4、阿蘇山の噴火に伴う影響及び対応について、観光課から説明をお願いします。

○中川観光課長 観光課でございます。

資料は、A4の1枚物、表裏の紙を配付いたしております。ごらんください。

阿蘇山の噴火に伴う影響及び対応についてでございます。前回12月の委員会報告後の主な変更点を中心に御説明いたします。

まず、1、地元宿泊施設、観光施設等への影響等でございます。1月23日現在でございます。

阿蘇・南阿蘇エリアの宿泊施設での宿泊キャンセルは、延べ4,200人となっております。年明けの雪の影響もあったのではないかと見ております。同エリアの観光施設等で400人程度のキャンセルも確認しております。海外につきましては、個人旅行者の一部にキャンセルの動きは残っているものの、団体ツアーについては目立ったキャンセルの動きは

見られません。

次に、2、現在の対応状況でございます。

まず、(1)風評被害防止対策ですが、国内外への情報提供への状況につきましては変更はございません。

下段をごらんください。各種キャンペーン等でございます。

年末から、関西・福岡方面を中心に、プロモーション活動を展開中でございます。JR西日本等と連携をいたしまして、京阪神エリアで、大阪駅等のモニターを活用しまして、阿蘇を中心としたスポットCMを放映中でございます。

また、同じく、JR西日本のテレビモニターつきの全車両でも、阿蘇を中心としたスポットCMを放映中でございます。これはもう昨年の12月から動いているキャンペーンでございます。

また、西鉄電車等も活用いたしましてPRもいたしております。西鉄電車の全車両にポスター提示でございます。

また、西鉄の100円の循環バス、いわゆる車内ジャックをいたしまして、これは年末から取り組んでいるところでございます。（「1月1日」と呼ぶ者あり）済みません。循環バスは1月1日から今月いっぱいでございます。

また、一番最後でございますが、「くまもと阿蘇は元気ですキャンペーン」というものを今月15日から3月15日までの期間で取り組んでおります。特典クーポン等を掲載したパンフレットを作成いたしておまして、4万部、これを配布いたしてキャンペーンを行っているところでございます。

裏面をごらんください。

(2)の経営支援対策でございます。

12月から、関係機関に経営・金融相談窓口を設置し、経営、金融の支援を行っております。1月19日現在で5件の相談がっております。

3でございます。

県としての今後の対応でございます。

引き続き、県内の宿泊施設、観光施設等における影響等について情報収集を行うとともに、風評被害を防止するため、観光客の視点に立って広く正確な情報提供を行ってまいります。

また、キャンペーンにつきましては、てこ入れを行います県外客を対象に「くまもと阿蘇は元気ですキャンペーン」の第2弾を翌月2月1日から3月いっぱい展開する予定でございます。

また、あわせて、JR西日本との共同キャンペーン、これは昨年の10月からやっているものでございますが、アリスインワンダーランド熊本、3月いっぱいまでのこのイベント等を活用しまして、阿蘇・熊本のPRに積極的に取り組む予定でございます。

以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告5、荒瀬ダム撤去について、企業局から説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の資料の1ページをお願いいたします。

荒瀬ダム撤去に関する取り組み状況について御報告いたします。

昨年11月以降の取り組みでございます。

まず、1の工事用道路及び施工ヤードの整備でございますが、本格的な発破による撤去工事を実施するために、ダム上流部に工事用道路及び施工ヤードを整備しております。ヤードの材料には、ダム上流にたまっておりました砂を利用するなど、より濁りが生じないような工夫をしております。

写真をごらんいただきたいと思っております。

上段が、昨年10月末の状況でございます。

点線の枠囲みが、今年度撤去する部分でございますが、このうち黄色の部分は10月末時点で撤去済みの箇所でございます。

現在は、下の写真でございますが、工事用道路、施工ヤードの整備を完了し、本体みお筋部の撤去に着手している状況です。

2ページをお願いいたします。

2のダム本体右岸みお筋部の撤去についてでございます。

(1)撤去の手順につきましては、ブロックごとに制御発破を行い、その後ブレーカーにより小割りしたものを導水トンネルへ埋め戻していきます。現時点までに図で示しております①から④までの撤去を完了しております。

次に、(2)撤去状況です。

アの制御発破の状況写真をごらんください。

昨年12月8日から発破を開始しておりますが、大きなブロックは数回に分けて合計8回の発破を行いました。

3ページをお願いいたします。

イの小割り作業の状況です。

発破したコンクリート殻は、導水トンネルへ埋め戻すため、20センチ程度に小割りしております。

次は、ウの導水トンネル内の埋め戻し作業の状況でございます。

小割りしたコンクリートは、取水口から搬入し、約600メートルのトンネル内を運搬し、奥から順に埋め戻しております。

4ページをお願いいたします。

下流から見た進捗状況でございます。上が着手前で、中段が現在の状況でございます。

次に、下段の写真ですけれども、これはイメージ写真でございます。今年度の工事完了後は、このように川の上下流がつながる予定でございます。

最後に、もう一度2ページをお願いいたします。

今後は、上段の図の⑤から⑦部分の撤去を進めてまいります。これからは河川水位より下の作業となりますので、引き続き安全や環境に十分配慮して、荒瀬ダムの撤去を着実に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しました。質疑を受けたいと思います。

○佐藤雅司委員 阿蘇火山の噴火の話ですが、24年の九州北部豪雨の災害以来、皆さん結構投資をしながら、旅館、ホテル等も装置産業ですから結構いろいろやっています。その中で、ダブルパンチで今回そういうことになりましたが、ある意味トリプルの話でしたいね。

1つは、これはそれと関係はあるかないかちょっとわからぬのですが、かなり観光バスがやっぱり高くなっているということで、旅館、ホテルの利幅が少なくなっているんですね。その上に今度の降灰関係だもんですから、非常に辛い思いをされていると。

24年の災害以来、皆さん本当に頑張って、県の皆さん方も本当に御努力をいただきまして、かなり回復してきたなというやさきの話だもんですから、非常にそういう意味でもトリプルと私は言っているんですけども、その観光バスあたりが、他県の状況——もちろん、例のやっぱり深夜のバスの話とか、いわゆる長時間の運転手の関係で、かなり国交省あたりも厳しいいわゆる稼働時間を制約しているということから、かなり高くなっているんですね。その辺で利幅が少なくなっている上に今度のあれだもんですから、非常に辛い話なんです。その辺いわゆる全国各地の各県の対応あたりはどうなのかなというところがありますので、その辺何かもしそういったところの情報があれば、教えていただきたいなと思っていますけれども。

○中川観光課長 観光課でございます。

今委員御指摘のバスの問題、これはいわゆる貸し切りバスでございます。観光バスも含めた貸し切りバス全般でございますが、皆さんも御記憶にあられると思いますが、大きな事故が深夜バス等で起こっておりますので、今委員御説明ありましたように、国土交通省のほうで安全策というのを重点に見直しを進められるということで、全国一律で貸し切りバスの安全対策をベースにした、特に雇用問題、労働問題点の改善部分というのを盛り込んだ改正がなされております。そのことによりまして、平たく言いますと、その改正に対応できないような零細なところなんかは、なかなか継続して運営するのが厳しくなっております。結果としまして運用できるバスの台数なんか厳しくなっているというのは聞いたことがございます。

ただ、一方国のほうも、それによりまして、現場でのバスの対応、確保等が厳しくなるといのがございますので、これまで各県ごとでバスの営業等が決められているのを県をまたいで営業許可をするという手続を臨時的に速やかにできるような体制もとられてますので、県内のバスの状況につきましては、必要な場合は他県からの営業によってカバーできるような体制がとられております。でございますので、いろんな行事、例えば大きな大会等が集中しないような場合は、バスの確保についてはできている状況でございます。

ただ、一方、委員御指摘がありました、その利によりまして——料金というのも、それはもともと——済みません、長くなりまして。労働状況等を見ての対応でございますので、運行時間をきちんと見て料金体系を計算するということになっておりますので、いわゆるダンピング等なんかできない、そういうことをするところは厳しく摘発すると、そういうことがなされているということでござい

ます。

長くなりました。以上でございます。

○佐藤雅司委員 これから、海外あたりの誘客も、かなり力を入れてやっていただくということになっております。それから、国内も、いよいよ2月から、やがてなんです、春の観光シーズンの幕あけということになりまして、かなり今からが本番だなというところで、そういった火山の被害があったり、それからいろんな高騰があったりしますと、非常に経済的に打撃を受けてまいりますので、そういった全体的な措置をお願いしたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 チッソの債務の返済の猶予に関してですが、チッソが地元に残って自力で患者補償を続ける、いろんな債務を償還していくと、これはもう前提で我々もやってきておまして、今回の特措法に基づく多額の貸付金に対して、これを猶予といいますか、先に延ばすということはいいことだと思うんですけども、この1ページの青い表で既に償還が済んでいるような部分もありますよね。3番目のやつで、平成20年の9月償還終了予定と。これは、こういうのは済んでおるんですか。まだ償還額が残っているような形になっていますけれども、3番。(山口ゆたか委員長「設備県債」と呼ぶ)③設備県債。平成20年9月償還終了と書いてあって、未償還額約94億と書いてありますが……。

○正木環境政策課長 済みません。ここの償還終了と書いておりますのは、約定どおりの償還に基づけば、20年9月に償還が終了しているというものですけれども、この①から③

につきましては、チッソ金融支援の抜本策に基づきまして、一部返せないものについては返済を猶予しているところでございます。でも、こちらにつきましても、借金であることには変わらないので、返していただく必要はあると考えております。

○西岡勝成委員 ということは、要するに、現在も約2,268億円残っているということですよ。すると、1ページの平成30年にごそつとこの青い部分と赤の部分が——赤の部分はともかくとして青い部分のごそつと額が少なくなるのも、この説明表の2ページの上を書いてあるんですが、これは実質的に減るんですか。猶予した分も含めて減るんですか。

○正木環境政策課長 こちらのグラフにある減っている部分については、約定で償還しているもので、猶予したものはこちらについては含めておりません。

○西岡勝成委員 ということは、31年から実質的に青い部分はごそつと減ると考えていいわけですね。

○正木環境政策課長 済みません。約定では31年から減るんですけども、猶予している部分がありますので、これは今後払っていただかないといけないものでございます。

○西岡勝成委員 それで、31年から猶予する今度の32年までの緑の部分ですね。この先というのはどういう想像になるんですか。予想図みたいな感じ。

○正木環境政策課長 この緑の部分については、52年の9月に償還終了予定となっております。もし仮に今回のチッソの要請を入れて4年間据え置き延長すれば、56年9月に償還終了予定となろうかと思えます。

○西岡勝成委員 すると、ずっと緑の部分は横にいくという形ですね。

○正木環境政策課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○西岡勝成委員 ずっと長くいく。かなり、しかし、会社としては、ずっと大きな負担が、だらだらだらだらというとおかしいけれども、ずっと続くということですね。

○正木環境政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○鎌田聡委員 済みません。今の関連になりますけれども、先ほど説明をいただいた資料の中に、なぜ猶予をするのかという理由が述べられてないんですけれども、増大するから猶予するのか、増大してどういうふうにチッソに対して影響を与えるのか、その辺の理由がないままに要請が来ているというのは少しおかしいかなと思いますけれども。

○正木環境政策課長 今般、国から県に対して通知がありまして、国のほうで環境省、総務省、財務省を含めて議論をされたところであると聞いております。

国が今回据え置き延長もやむなしと判断された背景を聞きますと、1つはチッソの経営なんですけれども、今は円安がありまして、ある程度経営状況が安定している部分もあるんですが、ただ、この円安というのもいつまで続くかわからないという部分もあり、また、化学品事業、あるいは肥料販売等は販売が減っておりまして、先行きは不透明というふうに聞いております。

そして、もし仮に、経営状況が今の状態のまま安定して現在と同程度の経常利益を上げられたとしても、患者補償が年間20億円程度

ございまして、また租税公課、税金ですけれども、これも数億円程度ございますので、その必要額を除くと経常利益で償還額が賄えなくなり、継続した患者補償を全うさせつつ、公的債務の返済を行うためには、延長もやむないという判断をされたというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 ちょっとよくわからないんですけれどもね、円安がいつまで続くかわからないということで話がありましたが、そもそもこれを決めたときは、そういった円安の動きとかはなかったと思うんですね。

それと、もう1つあるのが、実際、今経常利益が多分昨年度91億ぐらいあって、大体そのくらいが推移してて、全くこの4年間その枠内で返済できるわけですよ。できますけれども、じゃあ経常利益がありますけれども、その内部留保は幾らかをきちんと納めていかな、取っていかないかぬという詳しい理由がないままに4年間先送りするというのは——これは青いのがこうやってそれが下がるというのも、これもわかっていた話だと思う。何か特殊要因があって、この4年間が少し返済額がちょっと大きくなったという、何かもう少し明確な理由がないままに、ただ猶予してくれということ、少し、ちょっとそのままのんでいくのはおかしい話じゃないかなと思います。

○正木環境政策課長 この約定の償還は、もう既にわかっていた話ではないかという御指摘なんですけれども、この緑の部分、特措法の一時金貸し付けですけれども、特措法の判定は昨年終わったところですが、これが想定していたよりもかなり多くの方が判定されたということで、予想以上にこの緑の部分が膨らんだということでございます。

済みません。先ほどの説明でちょっと十分説明できていませんでしたが、確かに今順調

にいけば、現在の経常利益90億円程度あるんですけれども、ここから患者補償が年間20億円程度ありまして、さらに税金も数億円程度払わないといけないので、この70億を払うというのは経常利益の中からは難しいというところでございます。

○鎌田聡委員 特措法で想定していたのは幾らだったんですか。この返済は年間……（山口ゆたか委員長「難しいんじゃないでしょうか、それは」と呼ぶ）いやいや、倍ぐらい出てしまったという、何かもう少し明確な理由があって、これだけ4年間きつから猶予してくれというのが、やっぱりそういった理由がきちんと出されてこなければ、なかなか——前例を言えば、もう余り言いたくないですけども、200何十億か棒引き、もうチャラになっているやつもあるわけですよ。また先送りしてそういうことになってしまうと、これはもう県民の負担、国民の負担につながっていくわけですから、もう少しちょっと明確にした上で、これならやっぱりきちんと私たちがこれはやっぱり認めていかならないという理由を示していただきたいと思っておりますけれども。

いずれにしても、これを決定するのは——その辺の時期も、きょうの中で、もうこれで行きますという話になるのか、いつ県としてこういった判断をするのかというのも示していただきたいと思っております。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

まず、特措法が始まる時に、どのくらいの救済一時金対象者を想定していたかということについて、お答えをさせていただきます。

一応特措法が始まりましたときには、約2万人分の一時金必要額が国のほうで措置をされたと記憶しております。ただ、これはあく

までも当面と申しますか、一時金対象者の方に順調に遅滞なく支払いをしていくということでこの金額を用意されたということで、この2万人分で確定をさせるということではなかったかと思っております。

その後も申請者がたくさんありまして、順調に支払いをしていくために、随時議会のほうの御理解も得ながら、一時金の貸し付け支援についてさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○正木環境政策課長 今回、国から通知が出て、こちらで御報告させていただきましたが、これでもう決定でこれで行きますということではなく、最終的には2月議会で当初予算を御審議いただきますが、そこにチッソの償還の話も入ってくると思っておりますので、そこで最終的に御相談するということになるかと思っております。

委員御指摘のとおり、本当に必要なのかということ、今般国から通知がありましたが、いただいた意見を踏まえて、チッソやあるいは国とそこら辺は議論して、本当に、交付税措置されるとは言いながら、交付税というのは最終的には国民の税金ですので、本当に必要なのかということもチッソ、国と議論していきたいと考えております。

○鎌田聡委員 じゃあ、また2月の議会の中で、今言いましたような、もう少し県民に説明がつくようなわかりやすい資料も示していただいて、その上でやっぱり判断もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西岡勝成委員 ちょっと関連でいいですか。

○山口ゆたか委員長 はい。

○西岡勝成委員 もちろん説明は必要だと思いますが、会社としては、先ほど私が最初に言ったように、地域に残って自力で自分たちの責任のもとに償還をしていくと、責任を果たしていくというのが大きな前提でございます。会社というのは、借金ばっか返しよったら後が続かぬようになってつぶれてしまう。やはり次の時代を見据えた設備投資なりそういうものもやっていかなければなりませんので、ある意味、この借金だけを考えると会社の次の時代が来ないということでもありますので、その辺は我々も理解をしながら、チツソがいかに長く残って、自力で地域のため患者のために頑張るというスタンスはとれるような体制でやっていかなければならないと思っております。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありますか。

○重村栄委員 この労働条件等の実態調査の件なんですけれども、2ページの雇用者に占める正社員の割合が1.6ポイント減ですね。この辺の何か社会情勢の変化というのはどういふところがあるのか、少し説明を加えていただきたいと思うのですが。

それと、もう1つ、4ページの係長以上の管理職に占める女性の割合が6.2ポイント増とあるんですけれども、これは、公、民、どっちがどうなのか、どっちも同じような傾向なのか。要するに、地方自治体の関係でふえているのか、民間がふえているのか、どっちも含めて同じような状況でふえているのか、その辺もう少しわかれば教えてもらいたいんですけれども。

○松岡労働雇用課長 まず、1点目の正社員あるいは正社員以外の方の割合の傾向とその理由ということでございます。

今回の調査は、正社員をまず5名以上雇っている企業というのを対象にしていますので、正社員の割合が比較的高く出ております。通常、新聞紙上で出てくる非正規の方の割合はもう少し高くなっておりまして、要は、労働者に焦点を当てた調査で、総務省がやっております就業構造基本調査、これで比較をしているデータがほとんどなんですけど、そちらでいいますと、県の非正規雇用は36.8%になって、国は38.2%、若干高いんですが、今回のこの調査よりか少し高目に出ております。

過去を比較しますと、この非正規の方の割合、少しずつではありますが、増加をしているようです。

1つは、その労働法制の改正で、派遣あるいはそのパートタイマーの雇用というのがいろんな雇い方がふえたということもあろうかと思っておりますし、働き手のほうの事情で、最初からその正社員を選ばずに非正規を選んでいる方も多いというようなお話も伺っております。

我々としては、正規を希望しながら非正規になっている方の支援ということで、いろんな緊急雇用基金を利用した処遇改善の取り組み、要は非正規から正規にキャリアアップするための支援等をやっておりますけれども、なかなか、この数字の状況といいますか、非常に厳しいものと認識しております。

現在、この労働基準法の改正、あるいは限定正社員ということで、いろんな非正規の中でも、地域あるいは業種を限定して、正社員に準じたような働き方、制度改正というのみなされておりますので、そういうふうないわゆる働き方の提案あたりも進めていきたいと思っております。

それと、2点目の女性の管理職の登用状況ですが、済みません、ちょっと今、公、民、いわゆる行政での統計と民間での統計、手持ちがありませんので、後ほど男女参画・協働

推進課あたりからデータをいただいて、先生のほうにはお届けしたいと思います。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。ないようでしたら、これで質疑を閉じたいと思います。

それでは最後に、その他に入ります。委員の皆様方から何かありませんか。

○西岡勝成委員 真崎部長にちょっとお尋ねしたいんですが、今、地域創生で、地場産業なりそういう要するに地方の活力を再生するためには、やはり企業なり農林水産業なりそういうものが元気になるのかということなんですけれども、非常に時代の流れの中で疲弊し過ぎていますけれども、私は、金利面から見て、例えば国が関与している国金とか政策金融公庫とか、あの辺はもう公定歩合が0.1ぐらいだから、貸し付けも優秀な企業にはもう0.7とか幾らで貸してるんですよ。

それと、この前も小規模事業者の条例改正をさせてもらいましたけれども、あの辺のクラスは4%とか5%なんですよ。要するに10倍ぐらい違う部分も下手すればある。そんなに、競争を一緒にやっていくのに余りにもこの——危険率が高いから金利が高いんでしょう。それはわかりますけれども、それにしても余りにも差があり過ぎる。やっぱり地場産業を育成していく、中小企業を育成していくためには、地場銀行とかそういうところも少々働きかけながらやっていかないと、この金利のところでも物すごいギャップを抱えながら小規模事業者、中小企業というのはやっているんです。

ちょっと実態を、どのくらいの金利差があるのか。本当、政府系の金利は、もう公定歩合が0.1ですから、かなり安い金利で、1%届かないところで政策金融公庫あたりは貸しているんですね。そういうのは、やっぱりち

よっとその辺からも手を入れていかないと、地場産業育成育成と言いつつ、片や一方では、金利のために働くような状況下もあるわけですから、もう少しその辺は、やっぱり地域を興すなら、やっぱりその辺の弱者の立場の人たちを——最近保証人とか随分やわらかくなりましたけれども、例えば保証協会あたりも、担保取り、出資金取り、保証料取り、すると、もうだんだんだんだん上乘せしてくるんですよ。

その辺のこともやっぱり考えないと、地方が元気になる元気になると言っても、なかなかそのギャップだけでもやおいかんし、逆に地方のところ金融機関は稼いでいるという部分もあるんじゃないかと思うんですね。

都市部で安い金利で貸して、田舎で高い金利で貸しているというような実態もありますので、ぜひ、金利幅あたりは、高利貸しじゃないでしょうけれども、そういう実態を、平均でいいですから——かなり違いますよ。その辺をちょっと調査してほしいんですけども、どうですか。

○山口ゆたか委員長 まずは、伊藤課長に聞いていいですか。

○伊藤商工振興金融課長 金利の件でお尋ねでございますので。

確かに、政府系金融機関につきましては、今現在、低金利で、非常に積極的に、これは国の経済対策等もございまして融資をしている実態はございます。

特に、国の政策上、小規模事業者いわゆるマル経融資を積極的に展開しておりまして、小規模事業者への融資というのも、政府系金融機関、相当低利でやっているというふうに聞いております。金利自体、正確なことはちょっと今資料はございませんが、私どもで把握しているのは、1.5以下の金利で、小口いわゆる20人、5人以下の小規模事業者への融

資もやっているというふうに聞いております。

それと、一方で、委員御指摘の地域の金融機関の動向でございますけれども、地域金融機関につきましても、基本的には金利は徐々に下がってきているというふうに聞いております。ただ、民間の場合は、なかなか標準金利というものを、貸付金利でございますけれども、これについては公表しておりませんで、私どもも、実態がどういうふうに動いているかというのはなかなか把握し切れてないというのが現状でございます。

ただ、一般的には、これはもう非常に一般論で申しわけございませんけれども、中小企業信用リスクデータベースというのを、それぞれ金融機関、これは投資的なものですが、これである程度ランクを、1から9ぐらいのランクがございますが、そのランクに見合っただ体融資の利率を決めるというのが一般的な今現在のやり方になっております。

そういうものを踏まえまして、県の制度融資におきましては、県のほうから、預託金を、ある程度預託倍率を引き下げることによって金融機関に低利の県の余裕金を預託しまして、その効果で金利をできるだけ引き下げようというお願いを今後していきたいというふうに思っておりますし、保証料につきましても、積極的に県のほうで補助を広げていきたいという形で今現在予算の要求等を進めているところでございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員 景気も少しずつ上向いてきて、倒産件数も随分減ってきてますよね。そういう流れをやっぱり金融機関もちゃんと受けとめていただいてしていかないと、弱いところに結局ずっと弱さが残って引きずっていくという形であれば、いつまでたっても地方というのが元気になってこない。大企業、中小企業の元気なところだけが元気になってい

くというような状況ですから、共産主義社会じゃないので言えませんが、やっぱり地方を元気にしようと思うなら、やっぱりその辺からも手を入れないと、なかなか頑張っている企業も、金利負担のウェイトが高過ぎて、飛躍といいますか、前進できない部分もありますので、その辺は、この機会に、ぜひやっぱり政策面からも考えていただきたいと思えます。

○鎌田聡委員 済みません。先週の熊日新聞に水俣市の土壌から基準値の11倍に当たる水銀が検出されたということで、市民団体の方々が調査されてからの結果ということでありましたけれども、これを受けとめて、県は調査か対策か打たれたんでしょうか。

○川越環境保全課長 先週、土壌から高い濃度の水銀が検出されたと報道がありましたことから、県としましては、詳細な調査地点の情報収集に努めまして、地元からの情報と調査を行った人への確認によりまして、最大170ppmという水銀を検出した土壌の採取場所を特定することができました。ここの場所につきましては、昭和30年ごろ海域だった部分を埋め立てられた場所というようなことでございます。

実際、この土地に対する対応の経緯につきましては、水俣市が、昭和50年に、この土地で実施した調査結果に基づきまして、昭和50年に調査したやつが高濃度の水銀値を含んでいたというようなことで、県のほうの指導によって土地所有会社が昭和52年等に覆土を施工しております。

また、この土地所有者も、敷地内での排水口の水でありますとか地下水でありますとかの調査を実施しておりまして、その調査結果は水銀の溶出は検出されていないということでございます。先週、現地に赴きまして状況を確認しましたところ、大体とられたという

ようなほぼ同様の場所で、その土地所有者も調査を行って、確かに水銀は検出したというふうでございます。

現状、状況を見ますと、埋め立てられたところの覆土が浅いというようなことで、また、立ち入り防止用の柵でございますけれども、過去につくられておまして、柵が朽ちておるといふことでございます。土地所有者も課題を認識しており、今後誤って一般の方が立ち入ることがないように柵を設けるというようなこととともに、飛散防止のために覆土をすると、覆土をした後、さらにアスファルトで表面を舗装するというようなことの回答を得ております。

土地所有会社としましては、今回の件を踏まえ、ほかにもないのかという部分あたりをきちんと確認し体制を整えてまいりたいという回答を得ております。

県としましては、会社や水俣市と連携しまして、会社に対する必要な助言等を実施してまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 状況はわかりました。

県としての対応としては、土地所有者の会社が覆土をして、柵は当然でしょうけれども、覆土をしたらここはもう飛散しないという判断でよろしいんですね。

○川越環境保全課長 はい。

○鎌田聡委員 わかりました。

○重村栄委員 12月議会だったですかね、中小企業振興条例の変更、改定をしましたがけれども、あれは小規模事業者を支援する法律との兼ね合いでやったんですけれども、先般、荒尾の商工会議所が、小規模事業者の方を30名ぐらいだったかな、集めて、法律の制定に一生懸命努力していただいた松村参議を呼んで、支援法の小規模事業者の支援の法律の趣

旨、活用をぜひしてほしいという話をしたんですけれども、非常に小規模事業者の方からは好評だったんですね。

そのとき行けなかった人にも、またもう一回してほしいなという声も出ているぐらいなんですが、ほかの地域で、この法律との兼ね合い、あるいは条例等の関係で、商工団体等がどんなふうな取り組みをされているのか、県とのかかわり合いも含めて、今後どういふふうなことをされそうなのか、今までされているのか。せっかくいい法律ができていますので、法律の趣旨あるいはもっと活用の仕方、こういったものは十分と啓発をすべきだし、取り組みを進めるべきだと思うんですけれども、県がどういふふうなかわりを持とうとしているのか、市町村の商工団体等も含めてどんなふうなのか、状況をちょっと教えてもらえればと思います。

○高口総括審議員 小規模事業者につきましては、12月の議会で上程いただきました中小企業振興基本条例の改正を踏まえて、今県のほうで既にやっているのは、ホームページ等に掲載をさせていただくとともに、商工関係団体のほうには、この条例改正の内容については、周知というか文書で今通知しているところでございます。

今後は、この条例改正の内容を詳しく説明したようなチラシ、パンフレットというんでしょうか、近々今準備を進めておまして、それから、今後、2月補正あるいは当初予算のほうで、この関係の取り組みについて少し県のほうでも現在考えておりますので、こういったものを含めて、今後、一緒に説明したほうが中小企業の方、小規模事業者の方にはわかりやすいと思いますので、そういったもの等含めて、今後、各商工団体とも連携しながら、周知活動、それから具体的な支援活動に努めてまいりたいというふうにご考えております。

○重村栄委員 意外に末端の小規模者のところにまで届かないケースが多いんですよね。今回荒尾であったときも、終わってから、そういうのがあったら行くんだったとか言う人も結構いて、そういう可能性があると思いますので、商工団体をただ通じると途中でとまってしまう危険性があるので、その辺の徹底を十分していただいて、せっかくいい法律ができていますので、県としても、地域の方々の支援をしながら、しっかりと情報提供をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。
なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第8回経済環境常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長